

平成29年度 第3回 安城市文化財保護委員会

日 時 平成30年2月4日（土）
午前10時から11時30分まで
場 所 安城市歴史博物館 講座室

市民憲章唱和

1 委員長あいさつ

2 協議事項

(1) 安城市指定文化財の新規指定について（答申）

飛天像（上条町神光寺）

幽囚日誌（姫小川町誓願寺）

相撲土俵四本柱（上条町神光寺）

相撲土俵四本柱（安城町若一王子社）

(2) 指定文化財の名称および種別変更について

安城市指定史跡 真宗墓碑（姫小川町誓願寺）

安城市指定建造物 宝篋印塔（姫小川町誓願寺）

3 報告事項

(1) 塚越古墳の発掘調査結果について

(2) 国史跡本證寺境内保存活用整備事業の進捗状況について

(3) 姫小川古墳崩落防止対策と用地買収等の進捗状況について

安城市民憲章

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた
生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、
この憲章を定めます。

わたくしたちは、

* たがいに助け合い、住みよいまちをつくりま
しょう。

* きまりを守り、良い習慣を育てましょう。

* 自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつ
くりましょう。

* 教養を高め、若い力を育てましょう。

* 健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょ
う。

—昭和47年11月1日制定—

●安城市民憲章推進協議会●

安城市文化財保護委員名簿

H29. 5. 1

	氏名	役職	就任年月	備考
1	委員長 あまの のぶやす 天野 暢保	安城市歴史博物館元館長	S40. 10. 1	考古
2	おやま しょうぶん 小山 正文	本證寺前住職（同朋大学仏教文化 研究所研究顧問）	S47. 5. 10	仏教美術
3	かわさき 川崎みどり	日本考古学協会会員	H8. 5. 1	考古
4	副委員長 いわた としや 岩田 敏也	東海工業専門学校非常勤講師	H22. 5. 1	建築史
5	あまの あつし 天野 淳	愛知県立鶴城丘高等学校教頭	H22. 5. 1	植物
6	のもと きんや 野本 欽也	岡崎むかし館主任専門員	H26. 5. 1	民俗
7	たかす じゅん 鷹巣 純	愛知教育大学教授	H26. 5. 1	美術
8	あんどう わたる 安藤 弥	同朋大学教授	H26. 5. 1	仏教史
9	いづか えりと 飯塚 恵理人	椙山女学園大学教授	H28. 5. 1	芸能史
10	いわさき まさき 岩崎 正樹	安城市歴史博物館館長	H29. 5. 1	博物館長

(1) 安城市指定文化財の新規指定について

(安城市指定文化財指定基準抄録)

絵画・彫刻・工芸品の指定基準

評価する点は、次の5点とする

1. 各時代の遺品のうち、製作優秀で文化史上貴重なもの
2. 絵画、彫刻、工芸史上または文化史上、重要で意義のあるもの
3. 題材、形態、品質、形状、技法または用途が特異で意義深いもの
4. 特殊な作者、流派または地方様式等を代表するもの
5. 地域的特色を反映しているか、地域に関係（ゆかり）の深いもの

①絵画（省略）

②彫刻

上記1～5のいずれかまたは複数を満たす資料。

時代的には基本的に江戸時代までとする。

明治時代以降のものについても、特に優れたものは指定を妨げない。

江戸時代以降のものについては、作者が特定されていることが望ましい。

入手経路や由来に妥当性があること。

③工芸品（省略）

書跡・典籍・古文書の指定基準

評価する点は、次の6点とする。

1. 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、書道史上又は文化史上貴重なもの
2. 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
3. 典籍類のうち版本類は、印刷史上意義ある資料で文化史上貴重なもの
4. 古文書類（文書記録）は、歴史上重要と認められるもの
5. 日記、記録類（絵図、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史または文化史上貴重なもの
6. 印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

①優品指定（単品指定）

上記1～6のいずれかまたは複数を、1点～数点で満たす資料。

時代は、基本的には明治時代までとする。

②一括指定（省略）

有形民俗文化財の指定基準

衣食住、生産、生業、社会生活その他民俗に係る道具、施設等の有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において地域の基盤的な生活文化の特色を示す典型的なもので、その目的、内容等が地域の生活文化を知る上で重要と認められるもの。

評価する点は、次の6点とする

1. 歴史的変遷を示すもの
2. 時代的特色を示すもの
3. 地域的特色を示すもの
4. 生活様式の特色を示すもの
5. 職能の様相を示すもの
6. 美術的観点から優れていると認められるもの

①優品指定（単品指定）

上記1～6のいずれかまたは複数を、1点～数点で満たす資料。

なかでも特に美術的、歴史的価値が高いもの。

時代的裏付けや背景などが明らかになっていることが望ましい。

②一括指定（省略）

(2) 指定文化財の名称および種別変更について

(安城市指定文化財指定基準抄録)

建造物の指定基準

建築物、土木構造物、工作物の各時代の遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓標碑等で、建造的技法によるもののなかで重要と認められるもの
評価する点は、次の5点とする。

1. 歴史的価値の高いもの
2. 学術的価値の高いもの
3. 意匠的に優秀なもの
4. 技術的に優秀なもの
5. 流派的または地域的特色が顕著なもの

史跡の指定基準

遺跡の規模、遺構、出土遺物等において歴史的意義または学術上価値の高いもの。
評価する点は、次の9点とする。

1. 住居跡、集落跡その他居住に関する遺跡
2. 国郡庁跡、城館跡、古戦場その他政治に関する遺跡
3. 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
4. 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
5. 菓園跡、慈善施設その他社会事業に関する遺跡
6. 一里塚、街道、道標、標識、条里制跡、堤防、窯跡、鑄造跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
7. 古墳、墳墓その他埋葬に関する遺跡
8. 旧宅、園池、井泉、樹石、碑（墓碑・墓標を含む）、像及び由緒のある地域
9. 日清戦争、日露戦争、太平洋戦争などに関連した近代戦争遺跡